

告示

埼玉県告示第千四百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千八百五平方メートル

（変更後）四千五百九十三平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二三六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三一六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一二八平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一八八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 五八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 八九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から翌午前〇時

（変更後）午前六時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時から翌午前〇時三十分

（変更後）午前五時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 四か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午前九時

ハ 変更年月日

令和三年八月九日

ニ 届出年月日

令和二年十二月八日

二 縦覧期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十二月二十二日から令和三年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課